

CADDi サービス共通約款

この「CADDi サービス共通約款」（以下「本約款」といいます。）には、キャディ株式会社（以下「当社」といいます。）の提供する「本サービス」（第1条第17号に定義されます。）のご利用にあたり、お客様に遵守していただかなければならない事項及び当社とお客様との間の権利義務関係が定められております。本サービスをご利用になる方は、本約款の内容を十分に理解し、これに同意するものとします。

第1条（定義）

本約款において次の用語は次の意味を有する。

- (1) 「AI」とは、人工知能をいい、当社が自ら開発又は運用するもの及び第三者が提供するものを含む。なお、「サードパーティ AI」とは、AIのうち当社が指定する第三者が提供するものをいう。
- (2) 「学習成果物」とは、学習、調整又は評価の結果として得られるモデル、パラメータ、重み、辞書、指標その他の成果物のうち非特定化されたものをいう。
- (3) 「契約期間」とは、第21条第1項に定める利用契約の有効期間（第21条第2項により更新された後の期間を含む。）をいう。
- (4) 「契約者」とは、第3条に基づき当社との間で利用契約を締結した法人をいう。
- (5) 「顧客データ」とは、契約者又はユーザーが本サービスに入力し、又は当社に提供したデータ（入力データを含む。）をいう。個別約款に別段の定めがある場合は当該定めによる。
- (6) 「個別約款」とは、特定のプロダクト又は機能について本約款に加えて適用される約款をいう。
- (7) 「参照元データ」とは、本出力の生成に際して当社が参照するデータをいう（顧客データ、本出力、内部処理データ並びに当社が保有し又は適法に取得したマスタその他のデータを含み、他の契約者の顧客データを含まない。）。
- (8) 「生成コンテンツ」とは、入力データ及び参照元データに基づき AI を通じて生成された回答等の情報（本出力の一部を構成する。）をいう。
- (9) 「知的財産権」とは、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。）をいう。
- (10) 「統計情報等」とは、非特定化して作成される情報をいい、匿名加工データ、統計データ及び暗号化データを含む。
- (11) 「内部処理データ」とは、本サービスの提供の過程で当社のシステム内に生成される中間結果、特徴量、索引、埋込表現その他の技術的データのうち契約者に提供されないものをいう。
- (12) 「入力データ」とは、ユーザーが本サービスの機能（サードパーティ AI を利用する機能を含む。）に対して入力する質問、指示、文章、画像その他の情報をいう。
- (13) 「必須 Cookie 等」とは、Cookie その他利用者の端末に情報を記録し又は端末に記録された情報にアクセスする技術のうち、利用者が明示的に求めた本サービスの提供に必要不可欠なもの（ユーザー認証、セッション及びログイン状態の維持、負荷分散、不正アクセスの防止その他セキュリティの確保のために用いられるものを含む。）をいう。
- (14) 「非特定化」とは、顧客データその他のデータを、①特定の個人及び契約者を識別することができず、②契約者の秘密情報、ノウハウ及び知的財産の内容を特定することができず、かつ③個別の元データを復元することができないよう、集約又は抽象化して加工することをいう。

- (15)「秘密情報」とは、利用契約の履行に関連して、一方の当事者が他方の当事者に対し、開示の形態（書面、口頭、電磁的記録等）及び秘密等の表示の有無を問わず開示又は提供した一切の技術上、営業上、事業上その他の業務上の情報（顧客データ、アルゴリズム、ソフトウェアのソースコード、API の仕様、データモデル、ノウハウ、事業計画、及び両者間の協議内容を含むが、これらに限られない。）をいう。
- (16)「不可抗力」とは、自らの合理的な支配の及ばない状況（火事、停電、ハッキング及びコンピューター・ウィルス等のサイバー攻撃（当該サイバー攻撃は、一般的な業界水準に求められるセキュリティ対策を施してもなお回避困難な程度のものに限る。）、地震、洪水、戦争、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、政府当局若しくは地方自治体による介入、指示若しくは要請、又は内外法令の制定若しくは改廃を含むが、これらに限られない。）をいう。
- (17)「本サービス」とは、当社が提供する製造業 AI データプラットフォームを構成する一切のサービスをいう。具体的なサービスの名称及び内容は当社が別途定めるところによるものとし、契約者が利用するサービスの範囲は申込書に定める。
- (18)「本出力」とは、本サービスが生成し契約者に提供される出力をいい、生成コンテンツ、解析結果、推定値、提案、要約及び契約者に提供された内部処理データを含むが、これらに限られない。
- (19)「申込書」とは、本サービスの利用申込みに用いる当社所定の書面（添付する特約事項を含む。）をいう。
- (20)「ユーザー」とは、契約者が本サービスの利用を認めた各個人をいう。
- (21)「利用状況データ」とは、提供・運用・課金及びセキュリティの確保のために当社が取得し又は生成するログ、稼働情報、利用量その他の技術的情報（顧客データを含まない。）をいう。
- (22)「利用枠」とは、申込書に定めがある場合において、契約期間中に契約者が本サービスを利用できる範囲をいい、前払金、預り金その他の金銭的価値を表すものではない。

第2条（適用・契約の構成・優先関係）

1. 本約款は、当社が提供する本サービスの利用に関する当社と契約者との間の一切の關係に適用される。当社は、本約款及び個別約款を当社のウェブサイトに掲載する。
2. 当社と契約者は、本約款を本体とし、これに申込書その他個別の合意を、必要な範囲で添付して、これらを一体の契約（以下「利用契約」という。）として締結する。
3. 前項の定めにかかわらず、当社と契約者が別途合意した場合には、本約款及び個別約款の内容を両当事者が記名押印する契約書として取り交わすことができる（以下「個別契約書方式」という。）。この場合、当該個別契約書の定めが本約款及び個別約款に優先する。
4. 本約款、個別約款及び別紙（申込書その他個別の合意）の規定が相互に矛盾する場合には、別紙、個別約款、本約款の順に優先して適用される。

第3条（契約の成立）

1. 利用契約は、契約者が本約款及び適用ある個別約款に同意のうえ申込書を当社に提出し、当社が当社所定の審査を経てこれを承諾した時に成立する。
2. 前条第3項の個別契約書方式による場合、利用契約は、当社と契約者が当該個別契約書に記名押印し、又はこれに代わる電磁的な処理を施した時に成立する。
3. 当社は、当社が不適切と判断した場合、契約の締結に応じないことができる。

第4条（本サービスの利用）

1. 当社は、契約者に対し、契約期間中に限り、本サービスを利用契約に従って利用する譲渡不能かつ非独占的な権利を許諾する。
2. 当社は、契約期間中に限り、契約者が本サービスを利用できる環境を継続的に提供し、維持する。当社の履行義務は、当該環境を契約期間にわたり利用可能な状態で提供することであり、利用枠の消費又は個々の処理の実行をもって履行義務が完了するものではない。
3. 契約者は、本サービスを自己のために利用するものとし、当社の事前の書面（電子的方法を含む。）による承諾がない限り、グループ会社その他の別法人に本サービスを利用させ、又は当該別法人と共同して本サービスを利用してはならない。共同利用を例外的に許諾する場合の申請手続及び条件は、申込書の定めによる。

第5条（利用料金・利用枠）

1. 契約者は、申込書に定める利用料金及び消費税相当額を、申込書に定める期限及び方法により支払う。振込手数料その他支払に要する費用は契約者の負担とする。
2. 申込書に利用枠の定めがある場合に限り、本項後段及び本条第3項から第5項までの定めが適用される。利用枠は契約期間中に本サービスを利用できる範囲を示すものであり、前払金・預り金その他の金銭的価値を表すものではなく、払戻しの請求をすることはできない。
3. 契約期間中に消費されなかった利用枠について、契約者はこれを翌期間に繰り越すことはできず、翌期間については新たに利用枠を設定する。
4. 利用枠を超える利用があった場合、当社は、自らの判断により当該超過に係る利用を停止することができる。
5. 申込書に別段の定めのない限り、契約期間中に締結した利用契約において追加購入した利用枠の有効期限は、当該契約期間（更新後の期間は含まない。）の満了日とする。
6. 契約者が支払を遅滞したときは、年14.6%の割合による遅延損害金を支払う。

第6条（アカウント・利用者の管理）

1. 契約者は、各ユーザーに付与されたID及びパスワードを善良な管理者の注意をもって管理し、当社の許可なく、第三者に対し、貸与、譲渡、名義変更及び売買、並びに1セットのID及びパスワードの複数人利用を行ってはならない。
2. 契約者は、ユーザーによるID及びパスワードの管理不十分、ユーザーによる本サービスのアクセス制限機能の誤操作、又は契約者が許可した第三者による使用等の契約者の責めに帰すべき事由に起因する損害の責任を負い、当社はこれらの行為に起因する責任を一切負わない。
3. 契約者は、ユーザーによる本サービスの利用について、本約款その他利用契約の内容を遵守させる責任を負う。

第7条（禁止事項）

1. 本約款その他利用契約に定める他の禁止事項に加えて、契約者及びユーザーは、本サービスの利用に関し、次の各号の行為を行ってはならない。
 - (1) 法令又は公序良俗に反する行為
 - (2) 当社又は第三者の権利若しくは利益を侵害する行為
 - (3) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
 - (4) 本サービスの運営を妨害し、又はサーバー等に過度の負荷を与える行為
 - (5) 本サービスのリバースエンジニアリング、逆コンパイルその他解析する行為
 - (6) 当社が許諾しない方法による自動化されたアクセス又はスクレイピング
 - (7) プロンプトインジェクション又はこれに類似する行為

- (8) 本サービスの入力データとして要配慮個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第3項に定める要配慮個人情報をいう。）を入力する行為
 - (9) 過度に暴力的・露骨な性的表現、児童ポルノ・児童虐待、差別、自殺・自傷・薬物乱用を誘引助長する表現その他反社会的で他人に不快感を与える表現を含む入力データを送信し、又は当該表現を含む生成コンテンツを生成するために操作する行為
 - (10) 本出力を、人の生命又は身体の安全に直接影響を及ぼす製品、設備又は工程に関する判断のために、契約者自らの検証を経ることなく用いる行為
 - (11) 前各号に類する不当な行為であって、当社が合理的に不適切と判断する行為
2. 当社は、契約者又はユーザーが前項各号に違反したと合理的に認める場合、事前の通知なく当該情報の削除・送信停止その他必要な措置を講じることができる。

第8条（本サービスの変更・中断・停止）

1. 当社は、当社の裁量により、本サービスの内容を変更し、又は新たな機能を追加することができる。但し、本サービスの利用に多大な影響を及ぼすような機能の削除等の重要な変更又は廃止を行う場合、当社は、合理的な期間（廃止の場合は原則として30日）前までに、メール又はサービス画面上の表示その他適切な方法により契約者に通知する。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止又は中断することができる。
 - (1) 契約者が利用料金の支払を遅滞し、相当の期間の催告に応じない場合
 - (2) 契約者又はユーザーが第7条に違反した場合
 - (3) 設備の保守、点検又は更新を定期的若しくは緊急に行う場合
 - (4) システムの障害、過負荷その他の技術的事由が生じた場合
 - (5) 電気通信事業者その他の第三者が提供する役務が停止した場合
 - (6) 不可抗力による場合
 - (7) 法令又は行政機関の要請による場合
3. 前項に基づいて本サービス（軽微な機能を除く。）の全部又は一部の提供を停止又は中断する場合、当社は、契約者に対し、実務上可能な限り事前に通知するよう努めるものとする。但し、計画的な保守を行う場合に限り、当社は、契約者に対し、5営業日前までに通知しなければならない。
4. 第1項に基づいて本サービス（軽微な機能を除く。）を廃止する場合に限り、第21条第3項の定めにかかわらず、当社は、契約者に対し、既に受領した利用料金のうち未経過期間に対応する利用料金を日割りにより返還する。
5. 第2項に基づいて本サービス（軽微な機能を除く。）の全部又は一部の提供を停止又は中断する際に、当社の責めに帰すべき事由又は不可抗力により本サービスを連続して30日以上利用できない期間が継続した場合に限り、当社は、契約者に対し、既に受領した利用料金のうち当該期間に対応する利用料金を日割りにより返還する。
6. 当社は、本約款及びその他利用契約に別段の定めのない限り、本条に基づく本サービスの変更、中断、停止又は廃止により契約者に生じた損害に関し、一切の責任を負わない。

第9条（再委託）

1. 当社は、本サービスの提供に必要な業務の全部又は一部を、本約款と同等の秘密保持義務その他の義務を課したうえで、第三者に再委託することができる。
2. 前項に従って当社が再委託した場合、当社は、再委託先の行為に関し、本約款に定める当社の義務の範囲内に限り、一切の責任を負うものとする。

第 10 条（設備等の負担）

本サービスの利用に必要な機器、通信回線、その他の環境の準備及び維持は、契約者の費用と責任において行う。

第 11 条（権利帰属）

1. 本サービス並びにこれに関し当社が単独で行った改良、発明、考案及び創作に係る知的財産権は、当社又は当社に権利を許諾する者に帰属する。
2. 顧客データに係る知的財産権は、契約者に留保される。
3. 本出力に係る知的財産権は契約者に帰属する。但し、本出力に含まれる当社の既存の知的財産権並びに当社が用いるモデル、アルゴリズム、プロンプト、テンプレート、評価指標その他の汎用的な技術及びノウハウは当社に留保される。
4. 契約者は、本出力（当社に留保される部分を含む。）を自己の業務のために利用することができる。但し、第三者への提供若しくは再販又は本サービスと競合するサービスの開発のために利用することはできない。
5. 当社が第 13 条第 2 項に従って作成した統計情報等及び学習成果物に係る知的財産権その他の権利は、学習、調整又は評価の対象としたデータの帰属にかかわらず、当社に帰属する。
6. 本約款は、本約款その他利用契約に別段の定めのない限り、当社及び契約者から相手方への知的財産権の譲渡又は許諾を意味しない。

第 12 条（データのバックアップ）

1. 当社は、障害発生時における本サービスの復旧を目的として、顧客データ等のバックアップを定期的に行う。なお、契約者からの要望に応じてバックアップの日時を調整するものではない。
2. 当社は、第 9 条に基づく再委託先に対し、前項の目的のための複製を許諾することができる。
3. 当社は、第 1 項に基づくバックアップを実行するにあたり、データが消失するリスクをできる限り低くするよう努めるものとする。但し、契約者は、バックアップの保管場所の全てに障害が発生した場合等にデータの全部又は一部を消失してしまう可能性があることから、(1) 当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、データの毀損又は滅失に関して責任を負わないこと、及び(2) 契約者は、データの全部又は一部の消失に備えて、自らの責任と費用でデータを保存すること（自らの管理するサーバーへのバックアップを含む。）について予め承諾する。

第 13 条（データの取扱い）

1. 当社は、顧客データ、本出力及び内部処理データを本サービスの提供のために利用する。
2. 当社は、顧客データ、本出力及び内部処理データを非特定化した統計情報等として、提供・維持・品質向上、研究開発並びに市場分析及びマーケティングのために利用し、当該統計情報等を用いて学習成果物を作成することができる（AI の学習・調整に用いるのは本項の非特定化を経たものに限る。）。
3. 本条に基づく利用（統計情報等及び学習成果物の作成及び利用を含む。）にあたり、当社は、次の各号に掲げる利用を行わない。本項の制約は利用契約の終了後も存続する。
 - (1) 契約者の競争領域を客観的に侵害する利用
 - (2) 顧客データを再現し又は模倣するモデルの生成
 - (3) サードパーティ AI 及び第三者の学習のための利用
 - (4) 前各号のほか、顧客データ、本出力及び内部処理データを漏洩する一切の行為

4. 当社は、利用状況データを、本サービスの運用、課金、セキュリティの確保及び品質向上のために、特定の個人及び契約者を識別しない限度で利用することができる。

第14条 (AI に関する特約)

1. 本サービスには、ユーザーの入力データに対し AI を用いて自動的に生成コンテンツを生成するチャット検索その他の機能が含まれる。
2. 前項の機能を利用する場合、契約者は、入力データ及び参照元データが AI に送信され、生成コンテンツの生成に利用されることに異議を申し立てない。
3. 当社は、サードパーティ AI を指定するにあたり、当該第三者が入力データ、参照元データ及び生成コンテンツを自己のサービス改善又は AI モデルの学習に使用できないよう必要な手続を行い、これを保証する。
4. 契約者は、サードパーティ AI を提供する第三者のサービス内容又は運用の変更等により本サービスの全部又は一部が利用できなくなる場合があることを予め承諾する。当社は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、サードパーティ AI に関連して生じた契約者の損害について責任を負わない。
5. 契約者は、ユーザーをして、AI の性質に鑑み、以下の事項を理解のうえ、自己の責任で本サービスを利用させなければならない。
 - (1) 生成コンテンツの完全性・正確性・安全性・目的適合性・有用性等が保証されないこと
 - (2) 生成コンテンツに第三者の知的財産権が含まれる可能性があり、法令で認められた方法以外での利用には権利者の許諾等が必要なこと
 - (3) 資格や高度の専門性が求められる分野において専門家の意見に代わるものではなく、生成コンテンツのみに依拠して意思決定を行うべきでないこと
 - (4) 製品の設計、材料の選定、加工方法の決定、品質保証、安全性の評価及び法令又は規格への適合性の判断（第16条第2項各号に掲げる事項を含む。）については、生成コンテンツを参考情報として取り扱い、ユーザーが自ら検証する必要があること

第15条 (利用契約の解除)

1. 当社又は契約者は、相手方に次の各号のいずれかの事由が生じた場合、何らの催告を要せず、直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 本約款に違反し、その違反が重大であるとき
 - (2) 支払を停止し、又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他これらに類する倒産手続の開始の申立てがあったとき
 - (3) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は滞納処分を受けたとき
 - (5) 監督官庁から営業の許可の取消し又は停止その他の処分を受けたとき
 - (6) 解散、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは廃止の決議をしたとき
 - (7) 資産、信用又は支払能力に重大な変化が生じ、債務の履行が困難となるおそれがあると合理的に認められるとき
 - (8) 第23条（反社会的勢力の排除）に違反したとき
 - (9) 取引に必要な届出事項に重大な虚偽があり、又は所定の本人確認・審査に正当な理由なく応じないとき
 - (10) その他前各号に準ずる、相手方との信頼関係を破壊する事由が生じたとき
2. 当社又は契約者は、相手方が本約款及びその他利用契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内には是正されないときは、利用契約を解除することができる。
3. 本条に基づいて利用契約を解除された当事者は、解除の時に相手方に対して負担する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちにこれを弁済しなければならない。

4. 本条に基づいて利用契約を解除した当事者は、これにより相手方に生じた損害を賠償する責任を負わず、かつ、相手方に対し、当該解除により被った損害の賠償を請求することができる。

第16条（保証の否認・免責）

1. 本サービスは現状有姿で提供されるものであり、当社は、本サービスについて、特定の目的への適合性、完全性、継続性等を含め、一切保証しない。
2. 本サービスは、契約者の業務上の判断を補助するものであり、契約者が製造、販売、輸出その他の事業活動を行うにあたっての最終的な判断に代わるものではない。契約者は、本出力を利用する場合であっても、次の各号に掲げる事項を自己の責任において確認し、実施するものとし、当社は、本出力が次の各号に適合することを保証せず、本出力の利用に起因して契約者又は第三者に生じた損害について、責任を負わない。
 - (1) 製品及びその設計、材料、加工方法並びに製造工程の安全性、品質、性能及び強度
 - (2) 製造物責任法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、労働安全衛生法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律その他の製品の安全、品質、表示、環境又は労働安全に関する法令の遵守
 - (3) 日本産業規格（JIS）、国際規格その他の規格及び業界基準への適合並びに必要な認証の取得
 - (4) 第17条（輸出規制）に定める輸出関連法令の遵守
 - (5) 図面、仕様書その他の技術文書の内容の妥当性及び第三者の知的財産権の非侵害
3. 本サービスに民法上の契約不適合がある場合、当社は、契約者と協議した上で、自己の選択により、当該不適合の修補又は代替的な手段の提供を行うことができ、これをもって当該不適合に関する当社の責任の履行に代えることができる。
4. 本条の定めは、当社の故意又は重過失による場合、及び強行法規により免責が認められない場合には適用しない。

第17条（輸出規制）

1. 契約者は、本サービスの利用に関し、日本国の外国為替及び外国貿易法その他の適用ある各国の輸出関連法令（米国の輸出管理規則を含む。）を遵守する。
2. 契約者は、輸出関連法令に基づく該非判定その他の手続を自己の責任において行う。当社と契約者との間で別途明示的に書面（電子的方法を含む。）により合意した場合を除き、輸出管理に関する責任は契約者が負い、当社は責任を負わない。当社は、書面（電子的方法を含む。）で明示的に合意した範囲内においてのみ、輸出管理に関する管理責任を負う。
3. 契約者は、輸出関連法令により禁止される国若しくは地域、団体又は個人に対し、本サービスを利用して規制対象となるデータを直接又は間接に提供し、再輸出し、又は利用させてはならない。

第18条（損害賠償・責任の制限及び補償）

1. 当社及び契約者は、利用契約に違反し、又は本サービスの利用に関連して、故意又は過失により相手方に損害を与えた場合、相手方に対し、直接かつ通常生ずべき損害を賠償する責任を負う。
2. 当社及び契約者は、利用契約に関し、逸失利益、事業機会の喪失、データの喪失、事業の中断、評判の毀損その他の間接損害、特別損害及び結果的損害について、相手方に対して責任を負わない。
3. 利用契約に関して当社及び契約者が相手方に対して負う損害賠償の総額は、名目の如何を問わず、損害の直接の原因となった事由が生じた時点から遡って直近で有効な利用契約に基づく利用料金の3か月分相当額を上限とする。

4. 前二項の損害賠償の範囲制限及び上限は、被請求者による次の各号のいずれかに起因する損害には適用しない。
 - (1) 故意又は重過失
 - (2) 詐欺
 - (3) 相手方の知的財産権の侵害
 - (4) 第7項に基づく補償義務
 - (5) 人の生命又は身体の侵害
5. 当社は、本サービスが第三者の知的財産権その他の権利を侵害したとして契約者が第三者から請求を受けた場合において、当社に故意又は過失がない限り、当該請求に係る防御若しくは解決を行う義務を負わず、これに関する補償を行わない。
6. 前項の請求がなされた場合、当社は、自己の選択により、第三者の権利を侵害しない代替的な手段の提供、適法な利用権の取得、又は当該部分の提供の停止及びこれに対応する利用料金の返還を行うことができる。
7. 契約者は、次の各号のいずれかに起因して当社が第三者から請求を受けた場合、契約者の故意又は過失による限りにおいて、当社が負担した損害賠償額及び合理的な弁護士費用を補償する。
 - (1) 顧客データ（第三者の権利を侵害するもの及び適法に取得されていないものを含む。）
 - (2) 本サービスの目的外利用又は本約款に違反する利用
 - (3) 契約者又はユーザーの法令違反
8. 前項の定めは、次の各号のいずれかに起因する場合には適用しない。
 - (1) 本サービスの不具合その他当社の責めに帰すべき事由
 - (2) 当社が指定し又は推奨した方法に従った本サービスの利用
9. 第7項の補償に関する手続は、次のとおりとする。
 - (1) 当社は、第三者から請求を受けたときは速やかに契約者に通知し、防御及び和解に合理的に協力する。
 - (2) 契約者は、自己の費用により防御及び和解を主導することができる。但し、当社に金銭の負担又は義務を課す和解その他の主張を行うためには、当社の事前の書面（電子的方法を含む。）による同意を要する。
 - (3) 前号の通知の遅延により契約者の防御が実質的に妨げられた場合、当該妨げられた範囲において補償義務は減免される。
10. 本条の定めは、強行法規により責任の制限又は免除が認められない場合には、当該範囲において適用しない。

第19条（秘密保持）

1. 当社及び契約者は、利用契約に関連して相手方から開示を受けた秘密情報を、利用契約の目的の範囲でのみ使用し、開示者の事前の書面（電子的方法を含む。）による承諾なく第三者に開示・漏洩してはならない。但し、法令等に基づく開示、及び本約款と同等の義務を課した役員・従業員・専門アドバイザー・再委託先への開示はこの限りでない。
2. 前項にかかわらず、第12条、第13条及び第20条の規定は本条に優先する。
3. 次のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれない。
 - (1) 開示時に既に公知であったもの
 - (2) 開示後に受領者の責めによらず公知となったもの
 - (3) 開示時に受領者が既に適法に保有していたもの
 - (4) 秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手したもの
 - (5) 相手方の秘密情報によらず独自に開発したもの
4. 本条の秘密保持義務は、被開示者が当該秘密情報を保有する限り存続する。

5. 秘密情報の不正な開示又は使用が生じ又はそのおそれがある場合、開示者は差止めその他の救済を求めることができる。
6. 本サービスの利用の申込みの前に当社と契約者との間で秘密保持契約を締結している場合であっても、秘密情報の取扱いについては本約款の定めが優先する。

第 20 条（個人情報等の取扱い）

1. 当社は、本サービスの提供に関して取得した契約者及びユーザーの個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に定める「個人情報」を意味する。）を、申込書に基づいて指定する当社のプライバシーポリシーに従って取り扱う。
2. 契約者が個人情報を本サービスに入力する場合、契約者は、当該入力及びこれに伴う当社の取扱いについて、適用ある個人情報の保護に関する法令上必要な本人の同意の取得、本人への通知又は公表、委託先の監督その他の手続を、自らの責任において行う。
3. 本サービス及び当社のウェブサイトにおける Cookie その他の端末に記録された情報の外部送信の取扱いは、当社が別途定めるプライバシーポリシーに従う。欧州経済領域、英国その他 Cookie 等の使用について利用者の事前の同意を求める法令が適用される国又は地域において本サービスを利用する場合、契約者はあらかじめ当社にその旨を通知するものとし、当社と協力して法令上必要な措置を講じるものとする。この場合の詳細及び機能の制限については、当社と契約者との間で別途協議した上で決定する。
4. 個人情報の取扱いについて当社と契約者との間で別途書面（電子的方法を含む。）により合意した場合には、当該合意が本条に優先する。

第 21 条（有効期間・自動更新・中途解約）

1. 利用契約の有効期間は申込書に定めるところによる。
2. 契約期間は、期間満了日の属する月の 20 日（当該日が土日祝日に当たる場合は直前の当社の営業日）までに契約者から更新を拒絶する旨の書面（電子的方法を含む。）による通知がないときは、従前と同一の条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。更新後の契約期間に対応する利用枠は、従前の未消費の利用枠を引き継がない。
3. 契約者は、自らの都合により、契約期間の途中において利用契約を解約することができない。契約者の都合により当社が中途解約に応じた場合であっても、残期間に対応する利用料金は発生するものとし、当社は、既に受領した利用料金を返還しない。
4. 前項の定めは、次の各号に掲げる場合には適用しないものとし、当社は、既に受領した利用料金のうち未経過期間に対応する利用料金を日割りにより返還する。
 - (1) 当社が本サービスを廃止したことにより契約期間の途中で本サービスが終了した場合
 - (2) 契約者が第 15 条第 1 項又は第 2 項に基づいて利用契約を解除した場合
 - (3) 契約者が第 22 条第 2 項に基づく本約款の変更に同意せず、利用契約を解約した場合

第 22 条（契約の変更・完全合意）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者から事前に同意を得ることなく、あらかじめその効力発生時期を定め、当該変更内容を当社ウェブサイトへの掲示その他適切と認められる方法により契約者に周知することにより、本約款を変更できる。
 - (1) 変更内容が、契約者の一般の利益に適合すると認められる場合
 - (2) 変更内容が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性があり、その内容が相当であるなど合理的なものであると認められる場合
2. 前項に定める場合以外であって、本約款を変更しようとする場合、当社は、変更の内容及び変更の効力発生時期を、当該効力発生時期の 30 日前までに当社所定の方法で個別に通知した上で、契約者から書面（電子的方法を含む。）で同意を得なければならない。なお、契約者が通知された効力発生時期までに書面（電子的方法を含む。）で異議を申し立てなかった場

合、契約者は、本約款の変更に同意したものとみなす。

3. 前二項にかかわらず、個別契約書方式による場合並びに申込書その他の別紙に定める事項の変更については、当社と契約者が書面（電子的方法を含む。）により合意した場合に限り、その効力を生じる。
4. 利用契約は、本サービスの利用に関する当社と契約者との間の完全な合意を構成し、利用契約の締結前における書面（電子的方法を含む。）又は口頭による一切の合意、表明、保証及び了解に優先する。

第 23 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び契約者は、相手方に対し、自己又は自己の役員、実質的に経営権を有する者若しくは従業員等（以下「役員等」という。）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。
2. 当社及び契約者は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第 24 条（連絡・通知）

1. 利用契約に関する通知及び連絡は、書面、電子的方法又は本サービスの画面上の表示（当社から契約者への通知に限る。）により、申込書に記載された相手方の連絡先に対して行う。但し、利用契約上の重要な意思表示は、書面又は電子的方法により行うものとし、本サービスの画面上の表示のみによっては行うことができない。
2. 電子的方法による通知は、発信の時に到達したものとみなす。但し、発信者が不到達の証明通知を受けた場合はこの限りでない。書面による通知は、発送の日から 3 営業日を経過した時に到達したものとみなす。
3. 当社及び契約者は、通知の受領先（担当部署、担当者及び連絡先）に変更が生じた場合、遅滞なく相手方に通知する。当該通知を怠ったことにより通知が到達しなかった場合、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

第 25 条（権利義務の譲渡）

1. 契約者は、当社の書面（電子的方法を含む。）による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本約款に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできない。
2. 当社は本サービスにかかる事業を第三者に譲渡（事業譲渡、会社分割その他態様の如何を問わない。）した場合には、当該譲渡に伴い利用契約上の地位、権利及び義務並びに契約者の登録情報その他の顧客データを当該譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとする。

第 26 条（存続規定）

第 11 条（権利帰属）、第 13 条（データの取扱い）、第 16 条（保証の否認・免責）、第 17 条（輸出規制）、第 18 条（損害賠償・責任の制限及び補償）、第 19 条（秘密保持）、第 20 条（個人情報等の取扱い）、第 27 条（契約終了時等のデータの取扱い）、第 29 条（ロゴマーク等の使用）、第 30 条（フィードバック）、第 31 条（データセキュリティ）、第 34 条（準拠言語）、第 35 条（雑則）、第 36 条（準拠法・管轄／協議）及び本条の規定は、利用契約の終了後も有効に存続する。

第 27 条（契約終了時等のデータの取扱い）

1. 利用契約が終了した場合、当社は、契約者の削除請求の有無にかかわらず、利用契約終了後実務上可能な限り速やかに、顧客データ、本出力及び内部処理データ（バックアップを含む。）を削除する。但し、セキュリティの性質上削除できない利用状況データ、契約者の秘密情報を含まない統計情報等及び学習成果物は削除の対象としない。
2. 契約者が利用契約終了時点から 1 年以内に書面（電子的方法を含む。）で請求した場合に限り、当社は契約者に対し、実務上可能な限り速やかに、前項に基づく削除の証明書を発行する。
3. 当社は、第 1 項に基づく削除により契約者に生じた損害について、一切の責任を負わない。契約者が本サービスのシステム上の顧客データ等を保管する必要がある場合には、利用契約が終了する時まで、自らの責任で当該システムを操作し、当該データをダウンロードしなければならない。
4. 契約期間中、当社は、本サービスのシステム上の顧客データ等の削除に関して、契約者の個別の請求に応じない（但し、やむを得ない事由がある場合には、当社と契約者との間で別途協議した上で対応する。）。契約者が契約期間中に当該データを削除する必要がある場合には、自らの責任で当該システムを操作し、当該データを削除しなければならない。

第 28 条（第三者サービス・連携機能）

1. 本サービスは、当社の事前の書面（電子的方法を含む。）による許可を得た場合に限り、第三者が提供するサービス、アプリケーション、API 又はプラグイン（以下「第三者サービス」という。）と連携して利用できる場合がある。第三者サービスの利用は、契約者と当該第三者との間の契約及び条件に従う。
2. 契約者が第三者サービスとの連携を選択した場合、当社は、当該連携のために必要な範囲でデータを当該第三者サービスに送信することができる。当社は、当該送信後の第三者サービスにおけるデータの取扱いについて責任を負わない。
3. 当社は、第三者サービスの機能、可用性、安全性、正確性及び継続性を保証せず、第三者サービスの変更、停止、終了又は障害により本サービスの全部若しくは一部が利用できなくなったこと及びこれに起因して契約者に生じた損害について、当社の故意又は重過失による場合を除き、責任を負わない。
4. 契約者又は第三者が開発した連携機能に起因して生じた損害について、当社は責任を負わない。
5. 当社は、契約者の個別の要望に応じたプラグイン、コネクタその他の連携機能を開発し又は提供することを保証しない。

第 29 条（ロゴマーク等の使用）

1. 当社は、契約期間中に限り、契約者の社名、ロゴマーク、利用事例その他の利用状況を当社の顧客リスト、ウェブサイト、商談資料、導入事例その他の広告・宣伝のために無償で利用することができる。但し、契約者が当社に対し、かかる利用を拒否する旨の書面（電子的方法を含む。）を通知した場合には、この限りでない。

2. 前項の使用の範囲及び方法について、当社と契約者が別途書面（電子的方法を含む。）により合意した場合、当社は当該合意の内容に従う。

第30条（フィードバック）

契約者又はユーザーが本サービスに関して当社に提供した提案、改善要望その他のフィードバックについて、当社は、無償かつ地域・期間の制限なく、本サービスその他当社のサービスの維持・改善・開発のために利用することができる。当該利用は、契約者の秘密情報又は個人情報を開示し又は帰属を変更するものではない。

第31条（データセキュリティ）

1. 当社は、顧客データ等のあらゆる情報に関し、一般的な業界標準に照らして合理的な技術的及び組織的安全管理措置を講じる。
2. 当社は、安全管理措置の具体的内容及び第三者認証の取得状況を、契約者の合理的な求めに応じて別途書面（電子的方法を含む。）により提出する。

第32条（コンプライアンス・腐敗防止）

1. 当社及び契約者は、利用契約の履行に関し、適用ある法令（贈収賄及び腐敗行為の防止に関する法令を含む。）及び業界団体の規則を遵守しなければならない。
2. 当社及び契約者は、利用契約に関連して、公務員その他これに準ずる者に対し、不正な利益を取得し又は維持することを目的として、金銭その他の利益を直接又は間接に提供し、申し出、又は約束してはならない。

第33条（不可抗力）

当社及び契約者は、不可抗力により利用契約上の義務（金銭債務を除く。）を履行できない場合、当該不履行について責任を負わない。

第34条（準拠言語）

利用契約の正本は日本語版とする。参考のために他の言語による版が作成された場合であっても、解釈に疑義が生じたときは日本語版が優先する。

第35条（雑則）

1. 本約款のいずれかの条項が無効又は執行不能と判断された場合であっても、その他の条項の効力は影響を受けず、無効又は執行不能とされた条項は、その趣旨に最も近い有効な範囲で解釈される。
2. 当社が本約款上の権利を行使せず又はその行使を遅延した場合であっても、当該権利を放棄したものとはみなされない。
3. 利用契約は当社と契約者との間の関係を規律するものであり、第三者に権利を付与するものではない。
4. 当社と契約者は利用契約に関し独立した当事者であり、利用契約は代理、雇用、組合又は合弁の関係を生じさせない。
5. 本約款中の見出しは参照の便宜のためのものであり、解釈に影響しない。
6. 本約款は、本約款の制定日及びそれ以降に締結又は更新された利用契約にのみ適用されるものとし、当社と契約者との間の権利義務関係に遡及的に適用されない。

第 36 条（準拠法・管轄／協議）

1. 利用契約は日本国法に準拠し、同法に従って解釈される。
2. 利用契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
3. 本約款に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項は、当事者が誠実に協議して解決する。

以上

【制定日：2026 年 9 月 1 日】